○厚生労働省告示第百四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第二項の規定に基づき、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）の一部を次のように改正し、平成二十七年八月一日から適用する。

平成二十七年三月二十三日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表の1のイ(1)㈠ｂを次のように改める。

ｂ　介護福祉施設サービス費(Ⅱ)	
i　要介護1	547単位
ii　要介護2	614単位
iii　要介護3	682単位
iv　要介護4	749単位
v　要介護5	814単位

別表の1のイ(1)㈡ｂを次のように改める。

ｂ　小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)	
i　要介護1	700単位
ii　要介護2	763単位
iii　要介護3	830単位
iv　要介護4	893単位
v　要介護5	955単位

別表の1のイ(2)㈠ｂを次のように改める。

ｂ　旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)	
i　要介護1	547単位
ii　要介護2又は要介護3	653単位
iii　要介護4又は要介護5	781単位

別表の1のイ(2)㈡ｂを次のように改める。

ｂ　小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)	
i　要介護1	700単位
ii　要介護2又は要介護3	800単位
iii　要介護4又は要介護5	923単位

○厚生労働省告示第百五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十二条の二第二項の規定に基づき、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）の一部を次のように改正し、平成二十七年八月一日から適用する。

平成二十七年三月二十三日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表の7のイ(2)を次のように改める。

(2)　地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅲ)（1日につき）

㈠　要介護1	547単位
㈡　要介護2	614単位
㈢　要介護3	682単位
㈣　要介護4	749単位
㈤　要介護5	814単位

別表の7のハ(1)㈡を次のように改める。

㈡　経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅲ)	
a　要介護1	700単位
b　要介護2	763単位
c　要介護3	830単位
d　要介護4	893単位
e　要介護5	955単位

別表の7のハ(2)㈡を次のように改める。

㈡　旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅲ)	
a　要介護1	700単位
b　要介護2又は要介護3	800単位
c　要介護4又は要介護5	923単位

○厚生労働省告示第百六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第二項の規定に基づき、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）の一部を次のように改正し、平成二十七年八月一日から適用する。

平成二十七年三月二十三日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表の8のイ(1)㈡を次のように改める。

㈡　単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)	
a　要支援1	460単位
b　要支援2	573単位

別表の8のイ(2)㈡を次のように改める。

㈡　併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)	
a　要支援1	438単位
b　要支援2	539単位

○厚生労働省告示第百七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条の三第二項第二号の規定に基づき、介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第四百十二号）の一部を次のように改正し、平成二十七年八月一日から適用する。

平成二十七年三月二十三日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

表多床室の項を削り、従来型個室（老健・療養等）の項の次に次のように加える。

多床室（特養等）	一日につき八百四十円
多床室（老健・療養等）	一日につき三百七十円

表備考五中「「多床室」」を「「多床室（老健・療養等）」」に改め、「単独型短期入所生活介護費(Ⅱ)、併設型短期入所生活介護費(Ⅱ)」、「、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)若しくは経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)」、「介護福祉施設サービス費(Ⅲ)、小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)」、「単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)、併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)」及び「居室」を削り、同備考五を同備考六とし、同備考四の次に次のように加える。

五　この表において「多床室（特養等）」とは、指定居宅サービス介護給付費単位数表に規定する単独型短期入所生活介護費(Ⅱ)若しくは併設型短期入所生活介護費(Ⅱ)、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)若しくは経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)、指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定する介護福祉施設サービス費(Ⅱ)若しくは小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)又は指定介護予防サービス介護給付費単位数表に規定する単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)若しくは併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)を算定すべき者が利用する居室をいう。